

移動通信システム等制度WG 第2回会合における主な意見

令和3年4月
事務局

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【特定基地局開設計画の認定期間終了後の周波数割当てについての考え方】

○ 構成員等からの主な意見

- イノベーションの誘因に加え、日本の通信産業の競争力の強化も副次的に見込めるため、新規参入の促進を継続的に狙っていくことが大事である。（黒田構成員）
- 諸外国については日本より免許期間が長いため、その制度がどれほどうまくいっているのかというデータを集め、比較しながら制度の再設計をすることが重要かと思う。（巽構成員）
- 現行の法制度の下での再免許の際には、全く同じ周波数を使い続けられることが法的に保証されているわけではなく、変更を行わないということが必ずしも原則ではないという点を、前提としていま一度確認しておくべきではないか。（中島構成員）
- 移動通信システム向けの周波数の有効利用を継続的に確保する観点から、開設計画の認定期間終了後であっても電波の利用状況調査を強化することにより、継続的に周波数の有効利用を審査し、当該調査の結果として有効利用が不十分であると客観的に判断される場合には、再免許の機会を捉えたり、免許期間中であっても周波数の使用期限を設定したりすることで、周波数の返上・再割当てを実施し、継続的に周波数を有効利用する仕組みを検討してはどうか。（林教授）
- 開設計画の認定期間「中」は、開設計画の四半期報告や監督手段等により、システム全体としての周波数の有効利用を確保していくことは可能であるのに対して、認定期間終了「後」には、開設計画の進捗状況の把握や監督などの手段を通じた移動通信システム向け周波数の有効利用を確保することが難しいということが、やはり課題なのではないか。すなわち、認定期間終了「後」も周波数の有効利用を確保するための手法について検討が必要ではないか（林教授）
- 再免許の法的性格は、免許の更新ではなく、新たな免許と同じであって、そのため、開設計画の認定期間が終了した周波数帯について競願があった場合は、無線局単位で行われる免許の審査のみでは、排他的かつ面的に基地局を開設する移動通信事業者のニーズに答えられないことから、新たな開設指針に基づいて、比較審査で再割当てを行う仕組みが必要ではないか。その際には、5Gの基盤展開や既存免許人の利用者への影響等にも十分配慮することが重要である。（林教授）
- 比較審査においては、全ての帯域について等しく競争や新規参入の必要性を満遍なく考慮するのではなく、帯域ごとに応じた競争への影響を考慮した上で、帯域ごとに判断していくことが必要なのではないか。その判断が裁量権の行使において違法にならないように、事前に予見可能性のある判断基準を審査指針の中でしっかり示しておくことが必要であり、その際には、実際にサービスを展開している事業者の意見もしっかりと聞きながら慎重に検討を進めることが重要だろう。（林教授）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【周波数再編・周波数割当てに関する課題】

○ 構成員等からの主な意見

- 現状、既存事業者から周波数を返上させるということは制度化されていないため、法の足りない部分について制度整備を行う必要があるのではないか。（中島構成員）
- 仮に、例えば終了促進措置に準じた制度に基づくことを想定した場合に、従来、終了促進措置は移行費用のみを認めるものであり、設備投資の保証といったものは含まれていないことをどう考えたらよいのか。（中島構成員）
- 今回のような新規参入による再編の場合については、仮に有効利用が十分であったとしても、再編を考える必要が出てきている場面なのではないか。（中島構成員）
- 既存のキャリアの帯域を新規参入者が新たに使う際は、既存事業者がその帯域を使用するために費やしたコストとのバランスをとるという観点から、終了促進措置に類似した制度を設けて活用することも考えられる。（永井構成員）
- 既存のキャリアにとって周波数割当てが容易に変動してしまうような状況にあれば、それはかえって新規参入を阻害してしまう要因にもなって本末転倒になるので、そのバランスが難しい。（永井構成員）
- 競願の際に、事業者からどれほどの期間で周波数を移転できるかを確認し、より早く移転できる事業者に対しては効率的な利用を担保できる事業者であると評価するといった、正確な情報を開示させるようなインセンティブを与えることが必要。（黒田構成員）
- 今回もし再割当てになった場合、5Gの整備が遅れるという話があり、それは大きな問題なので考えなければいけない重要なポイントになるかと思う。（中島構成員）
- いわゆるプラチナバンドの混み具合が実際のところどれほどなのかというデータが分かると、今回の問題を整理する助けとなるかと思う。（中島構成員）
- 需要が増えれば供給が増えるものである。需要が増えても供給が増えないというのは、既存事業者による工事事業者という中間投入材の買占めを行い、供給を増やさないということをしている、あるいはしようとしているということにも聞こえる。工事期間は可変なはずである。（黒田構成員）

1. 電波の有効利用の促進と公正競争の確保

【周波数再編・周波数割当てに関する課題】

○ 構成員等からの主な意見（続き）

- 競争環境の確保のために、再割当ての可能性を織り込んだ電波法の仕組みを作るべきだという林教授の話に賛成であり、恒久的な制度の構築を目指すべき。（異構成員）
- 再割当ての結果、既存免許人の周波数が返上される場合の無線設備の扱い等については、終了促進措置の活用等、その実現可能性を慎重に検討しつつ、周波数再配分が円滑に進むための方策の検討が必要ではないか。（林教授）
- 周波数の返上・再割当てが法改正により可能だとしても、返上する周波数幅やその選定に関する具体的な方法は、法律（今後改正が期待される電波法およびそれによって授權された下位法令）の枠内で、総務省の一定の裁量に委ねざるを得ない（林教授）
- 「周波数の返上・再割当て」については、設備投資が無駄になる、という強固な反発が予想されるが、基地局は通常、複数の帯域の周波数に対応していることが多いので、投資された設備のすべてが無駄になるわけではないのではないか。オープンな場でのエビデンスベースでの議論を期待したい。（林教授）
- 電波が有限希少であるからこそ、参入数が物理的に制限されざるをえないため、通常市場と比較しても、競争促進的な措置をより積極的に講じる必要性は高い。さらにいうと、電波監理の必要性の根拠は、電波という財の性質上、最新の技術を最大限に活用することで、経済的・社会的に大きな効用をもたらすという特質があるからこそ、その割当てを受け、排他的に利用できる立場を与えられた者には、通常民間企業とは一段高い公共性が求められるのではないか。それを担保し促すための仕組みを作っていくのは国すなわち総務省の責務である。そのために、割当て済みの周波数について、有効なモニタリングや適時適切な公表、再割当て・再免許の審査等を通じて、その有効利用を最大限促す仕組みを作っていくのも、総務省の責務であり、電波法の要請するところでもある。（林教授）
- 周波数獲得の「機会」を付与することは重要だが、新規参入者だからといって、それが「結果」の平等に転嫁してしまうような割当て手法は避けなければならない。再割当てを行うにせよ、既存事業者の投資回収期間や減価償却期間、あるいは顧客への影響といった経済的・社会的影響等も考慮に入れた議論が必要だと思う。（林教授）

2. 電波の利用状況調査（携帯・全国BWA）の在り方

【各周波数の利用の効率性を把握する指標についての考え方】

○ 構成員等からの主な意見

- 周波数の有効利用の可視化という点から、各事業者の投資と努力によって、帯域別のトラフィックが測定可能になるようにする必要がある。ただ、キャリアアグリゲーションを行っている場合に、親回線のみカウントされて子回線のトラフィックがゼロに見えてしまうという問題はあるが、そのことによって帯域別のトラフィックの測定が実現不可能とまではいえない。（林教授）
- 認定期間終了「後」も周波数の有効利用を確保するための手法について検討が必要ではないか。（林教授）

4. 今後の BWA の在り方

【BWAがLTEや5Gとの技術的差異がなくなっている中でのBWAの役割】

○ 事業者からの主な意見

- 2.5GHz帯BWAの制度整備により、技術的条件が3GPP準拠となっていることから、機器の入手がより容易になり、普及に拍車がかかると期待される。また、ローカル5Gを『地域利用』分野で推進する際には、面整備が可能な地域BWAとの組合せが有効との見方がある。地域利活用のBWA（地域BWA・自営等BWA）としては、キャリアサービスより柔軟さを求める自治体や団体組織等に向けて、引き続き寄り添っていくことが重要。（地域BWA推進協議会）

【地域BWAの無線局で開設されていないエリアにおける有効利用の方策】

○ 構成員等からの主な意見

- 地域BWAの周波数帯をどう有効活用するかを考える際には、BWAを継続するのか、他の事業者に開放するのかという方針にかかわらず、地域のデジタルディバイド解消ニーズをくみとる必要があると思う。（異構成員）
- 地域に根差したサービスを提供するという制度趣旨がはっきりしている地域BWAに、地域におけるユニバーサルサービス確保の任務を担ってもらうということもあり得るのではないか。（異構成員）
- 3GPP標準のバンドであるにも関わらず、全国的には虫食い状態になっていて稠密な利用になっていないという問題について考えなければいけない時期に来ている。（三友座長）

○ 事業者からの主な意見

- 自治体のBWA認知度が上がってきた一方で、公募による事業者審査など決定まで長期化している（1年～2年を要するケースも）。同意書等を不要にして参入し易くする一方、免許申請時に計画した地域公共サービスの実施状況を事後評価し、必要に応じて指導を行う等の見直しを行い、『自治体同意の必須事項』規制の緩和を要望する。（地域BWA推進協議会）

5. その他

○ 構成員等からの主な意見

- 林教授の言う、今後の電波利用には、競争法と絡めた利用の促進という観点が必要ということに同意する。（黒田構成員）
- インフラの構築や新規周波数の開発に限界が見えてきたときに、既存のシステムをどのように効率的に利用するかに関心が移ってきているというのが、日本に限らず世界の潮流である。そうした状況に対し、「減価する免許」という考え方があり、林教授の考え方と整合的である。（黒田構成員）
- 競争促進も電波の有効利用という電波法の目的につながるということについては賛成する。（永井構成員）
- 接続料金がうまく機能していないということを踏まえて、設備競争の部分でどのように競争を促進していくのかというところに、焦点がフォーカスしてきているのかと考える。（黒田構成員）
- 電波法1条にいう「電波の公平かつ能率的な利用」とは、技術的視点だけでなく、経済的・社会的視点も含めて「公平かつ能率的」に利用されるよう判断すべきもの。電波の「公平かつ有効」な利用を図る観点から、公正競争や競争促進的な視点に立った措置を講ずることは、電波法上も必要である。私見では、電波法1条を改正して、「公正な競争を促進することにより」といった文言を挿入することで、電気通信事業法とのリンクを張った方が望ましい。（林教授）
- 電波は公共の財産であり、周波数割当を受けた事業者は、公共の福祉を増進させる責務がある。このため、現行の周波数割当の仕組みにおいても、割当を受けた事業者による公共の福祉への寄与を義務づけることはできないか。一つの例として、条件不利地域におけるブロードバンド環境の整備を努力義務とすることも考えられる。また、公共の福祉への寄与の義務づけにあたっては、開設計画の認定制度以外の手法も合わせて検討してはどうか。（林教授）
- 移動通信システム向けの周波数の利用の在り方については、社会経済活動及び国民生活に密接に関わる公共性の高い周波数帯であることから電波政策全体の中でもきわめて重要な位置づけが与えられている。また、移動通信事業者の事業の根幹にも直結するものであることから、オープンな場における議論を行い、幅広い国民・有識者・関係免許人・事業者等の意見等を広く踏まえつつ検討を行うことが不可欠。（林教授）

○ 事業者からの主な意見

- IoT機器向けの電波利用料の低減を要望する。（地域BWA推進協議会）